

# 議員全員協議会会議録

令和3年12月16日

宮古市議会

## 令和3年12月宮古市議会 議員全員協議会会議録目次

(12月16日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
協議事項(1)	3
協議事項(2)	5
閉 会	15

## 宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時 令和3年12月16日(木曜日) 午前11時36分  
場 所 市議会 議場

○

事 件

〔協議事項〕

- (1) 川崎近海汽船株式会社への要望書(案)について
- (2) 議会報告会について

出席議員（21名）

1番	白	石	雅	一	君	2番	木	村	誠	君
3番	西	村	昭	二	君	4番	畠	山	茂	君
5番	小	島	直	也	君	6番	鳥	居	晋	君
8番	佐々	木	清	明	君	9番	橋	本	久夫	君
10番	伊	藤	清	君	11番	佐々	木	重勝	君	
12番	高	橋	秀	正	君	13番	坂	本	悦夫	君
14番	竹	花	邦	彦	君	15番	長	門	孝則	君
16番	落	合	久	三	君	17番	松	本	尚美	君
18番	加	藤	俊	郎	君	19番	藤	原	光昭	君
20番	田	中	尚	君	21番	工	藤	小百合	君	
22番	古	舘	章	秀	君					

欠席議員（0名）

なし

---

議会事務局出席者

事務局 長 下島野 悟 次 長 前川 克寿  
主 任 佐々木 健太

---

## 開 会

午前11時36分 開会

○議長（古舘章秀君） 定例会議、大変ご苦労さまでした。それではただいまから議員全員協議会を開会いたします。ただいままでの出席は21名でございます。会議は成立しております。本日の案件は、協議事項2件となります。協議事項の1は、川崎近海汽船株式会社への要望書案についてということで、フェリー対策特別委員会で作成いたしました川崎近海汽船株式会社への要望書の内容を説明していただきます。川崎近海汽船株式会社への要望については、意見書などと同じく対外的には市議会からのものとして扱われ、議長名で発出いたします。よって議会といたしまして、意思の統一が図られた上での要望となるよう、皆様説明内容の理解に努めていただきたいと思います。

○

### 協議事項（1） 川崎近海汽船株式会社への要望書（案）について

○議長（古舘章秀君） それでは、協議事項の1川崎近海汽船株式会社への要望書案について説明願います。宮古・室蘭フェリー対策特別委員会佐々木委員長。

○委員長（佐々木重勝君） 拙い説明であります、説明をいたしたいと思っております。お手元に要望書の案ということで皆様ご承知かと思っておりますが、11月早々に宮古・室蘭フェリー航路が休止した中で、室蘭と八戸が休止に入るというような情報が入りまして、それぞれ動きがあったようでございますが、要望書の内容にも書いておりますとおり、あくまでも室蘭・八戸航路は宮古・室蘭フェリー航路の再開に向けた体力の蓄えであるというふうに理解しております、この室蘭・八戸が休止することによって、宮古・室蘭がますます厳しくなるのではないかと、それぞれ委員会において協議をいたしました。要望書というような形でアクションを起こすべきではないかということで、ただいまから説明する要望書案の提出をいたしたいということで、本日皆様にお諮りするものでございます。説明は朗読を持って説明をいたしたいと思っております。案でございますのであくまでも、川崎近海汽船株式会社代表取締役久々豊様。宮古・室蘭フェリー航路の再開について。御社が運航する室蘭・八戸年航路の年内休止検討が先般発表となりました。室蘭・八戸フェリー航路は、宮古・室蘭フェリー航路の再開に向けた御社の体力を蓄えるための一時的な対応と認識していたことから、この年内休止検討には遺憾の意を表せざるを得ません。宮古・室蘭、室蘭・八戸両フェリー航路の主な休止理由として、貨物輸送需要の低迷が挙げられますが、今月の12月18日には、これは提出する時期で変わりますが、三陸沿岸道路の全線開通となり、更なる物流機能の向上が期待されています。また、岩手県においては、令和3年2月に宮古港長期構想を策定し、その構想の実現に向けた主要な取組の一つとして、フェリー等の安定就航に向けた環境づくりを示しております。併せて、フェリー再開に向けた貨物の確保に向けて、岩手県と宮古市が連携し、これまでも荷主企業向けの貨物動向調査の実施や、今年度はトラック事業者向けの物流動向調査に取り組んでおります。上記の理由に加え、フェリー航路で結ばれた各地域との人流を途絶えさせないためにも、宮古・室蘭フェリー航路再開について、特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。といったような形で要望書を提出いたしたいと思っております。そのようなことから、どうぞご協議を賜りますようお願いいたします。以上です。

○議長（古舘章秀君） ただいま説明が終わりました。この件について何か質問あれば挙手願います。松本尚美君。

○17番（松本尚美君） 要望といたしますか。再開を要望する部分に関しては、何ら問題はないと思うんですけど

れども、ちょっと内容の確認なんですけれども、書き出しの中に室蘭・八戸フェリー航路、この位置づけを宮古・室蘭フェリー航路の再開に向けた御社の体力を蓄えるための一時的な対応と認識していたと。この年内休止検討には遺憾の意を表せざるを得ないというスタートなんですけれども、頭で出てるのが宮古・室蘭フェリー航路再開についてだけが出てるんですけども、今の委員長の説明ですと、その室蘭・八戸の航路、これが宮古・室蘭フェリー航路の再開の前提ですよという意味にもとれるんですね。とすれば、やはりここに下段でもいいんですけども、室蘭・八戸フェリー航路の継続とか、やっぱりそういった表現が必要なんではないのかなというふうに思うんですが、そこはどのように検討されたのか。どうでしょうか。

○議長（古舘章秀君） 佐々木重勝委員長。

○委員長（佐々木重勝君） 確かにご指摘のとおりかと思いますが、室蘭・八戸は何回も言うようですが、それぞれ宮古・室蘭の再開のための前提であって、室蘭・八戸が休止の検討に入るということは決して対岸の火事ではないということで、当然、宮古・室蘭につながるものだという認識で委員の皆さんは検討したわけですが、確かに、室蘭・八戸の継続をとという部分になれば、ちょっと考えるものがあるのかなと実際は考えています。

○議長（古舘章秀君） 田中副委員長。

○副委員長（田中尚君） 要望の主体でお分かりのように、これはあくまでも宮古市議会並びに我々市議会の中の特別委員会の設置目的が、宮古・室蘭フェリー対策特別委員会というこの名称に示されておるように、目的は極めて明快でございました。その途中、あくまでも室八航路というのが言わば川近さんがこの要望の中でも書いてございますけれども、あくまでも宮蘭航路再開に向けてのやっぱり一時的な体力温存のためについて、大変ありがたいお話をされた経過がありますので、そういう経過を考えるとこの文言の中では今松本議員がご心配な部分も文章を読むと、得心がいただけるかなと思っておりますけれども、そういった意味からしまして、これからの宮古・室蘭フェリー航路の売り込みの一つのポイントは、この三陸沿岸道路が言わば未整備だったと。そういう中での非常な困難を、必要以上に川近さんはなされたということから考えますと、現時点では東北自動車道は非常に長距離ドライバーの皆さん方からも評判がいい道路だと聞いておりますけれども、取りあえずは、我々は川近さんの判断を尊重いたしまして、あくまでも室八航路というのは、宮蘭航路の再開に向けての言わば緊急避難的な措置ということですので、ここは文言の中には松本議員が心配な部分を書いておりませんが、宮古室蘭フェリー航路再開についてということで矛盾はないのではないかなというのが判断です。

○議長（古舘章秀君） 松本尚美君。

○17番（松本尚美君） ちょっとくどいようなんですけれどもね。年内休止検討には遺憾の意をと。すごく強い言葉で表現してるんですね。だとすればやはり室八航路ですか。これも触ってるわけなんで、だとすれば逆に宮古・室蘭、宮蘭の部分にポイントを置くっていうのであれば、この前段の文章を少し変えないといけないのではないのかなと、逆に。どっちがどっちなのかっていうのもなかなか伝わりづらいのかな。そして二つ目のポイントとすれば、前段で遺憾の意という強い言葉で、後段には2ページ目になりますが特段の御高配、言うことで、すごくギャップを感じるんですね。ですから、やはりこの遺憾の意を表しているのはあくまでも、この文章を見る限りでは室蘭・八戸航路の休止検討という部分に遺憾の意を表しているわけですね。やはり何かこうつながらないような、私なりの読みなんですけれども、理解なんですけれども。だとすれば、八戸さんと協調するか連携するかってのはちょっとわからないんですけども、いわゆる川崎さんに対しての要望ということであれば、やっぱり私は並列しても、こういう書き出しがポイントなんであれば、並列してもいいんじゃない

のかな。併記していいんじゃないのかなという思いがするんですが、他の議員のご意見もあるかというふうに思いますけれども、この遺憾の意という部分が非常に強調されてますね。このすごくギャップを感じるんですね。どうでしょうか。

○議長（古舘章秀君） 佐々木重勝委員長。

○委員長（佐々木重勝君） 遺憾の意のところをちょっと説明したいと思います。確かに委員会の中でも、そのようなお話がありその中でそれぞれ協議いたしました。優しい中にも厳しいという部分も必要ではないかという部分、あるいはあくまでも室八の部分に特化した内容にいきますと、宮蘭が埋没、個人的なあれで私感も入って申し訳ないんですが、室蘭が埋没するのではないかという観点からいきますと、やはりこのような表現でよろしいのではないかというような形で委員会では最終的に落ちついたところです。

○議長（古舘章秀君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘章秀君） ほかになければ質問はこれで終わります。それでは佐々木委員長と委員の皆様には、本日出されました質問や意見を検討して要望書の成案を作成していただくようお願いいたします。要望書の成案が出来ましたら、私に提出していただき、内容を確認した上で要望書を提出したいと思います。要望書等の詳細については、事務局で先方と調整を行っておりますことから、現在の状況について事務局から説明願います。下島野局長。

○議会事務局長（下島野悟君） 要望書でございますが、要望先は川崎近海汽船株式会社代表取締役社長様でございます。それで要望の訪問先でございますが、八戸支社ということを考えております。それで八戸支社にアポイントをとったところ、要望の日時でございますが、来週の12月20日月曜日、時間は午後3時30分。対応していただく方は、八戸支社長様ということになります。それで、要望の出張者でございますが、議長、特別委員会の正副委員長、あと事務局ということになります。以上でございます。

○

## 協議事項（２） 議会報告会について

○議長（古舘章秀君） それでは座席の入替えを行います。それでは次に協議事項の２、議会報告会についてを議題とします。このことについて、議会運営委員会より説明をお願いいたします。橋本議会運営委員会委員長。

○委員長（橋本久夫君） それでは議会報告会について報告をさせていただきます。まず皆様のお手元に資料が配付されているかと思いますが、今般の議会報告会において市民の方から質問を受けたことに対しての一連の経過をまず説明をさせていただきたいと思います。11月7日、私どもの今回議会報告会第1弾が開催されました、このとき1班の議会報告会において、市民から政務活動費の用途についての質問が出されました。そのことについて班のほうでは、回答はこれは議員個人の問題であるということで、その場での協議とすることではなく、チェックして報告するというので、お話をしてその場は終わったというふうに聞いておりました。それを受けまして、後日回答するというので1班の報告会はそれで終わっております。それを受けまして、その問題については当該議員からそのことを聞き取るということで、議長と事務局長が回答を準備するよう聞き取りも兼ねて伝達しております。11月19日になりますと、その質問者により閲覧請求がございました。11月25日、そのことについてまた再びその質問者が来庁いたしまして、次長立会いのもとで、以下の報告書と閲覧複写、そういったものをやっていったものがございます。併せて、11月25日議会報告会の班長4人、1班から4班までの班長がこの議会報告会の内容だということで招集されまして、本来議会報告会のものは各班でまとめ

たものを、我々議運のほうに上げていただきながらそこで回答するもの、それから市に要望するものということで、様々精査して行っているわけなんです。まだ今回のやつはそれをやっている途中ではございますが、この問題は早急に市民に早く説明するよというということで従来の議会報告会の質問内容とは分けて、切離して早期に対応するよというので、この4班の班長の意見が一致したところで、そしてそれをこの件については議会運営委員会のほうで検討してほしいというようなことになりました。そのことを、班長会議を受けて私ども議会運営委員会においては、11月25日委員会の意見をもとにして以下の点を確認することを確認いたしました。本件は議会としてまず回答を行う。それから、回答に当たり事実関係の確認をしなければならないというようなことを論点しまして、上記の③として、事実関係を確認しなければならないという点に関しての方法は、宮古市政務活動費交付に関する条例で透明性の確保に努めるとして規定されているということから、議長名で当該議員に照会を行った上、その内容をもって回答するということで、議会運営委員会の方向を決めさせていただきました。そのあと照会文書を送付いたしまして、12月15日その回答が提出されております。私ども議会運営委員会はその回答をもって昨日も委員会を開きまして、一連の経過、それから回答文書をこの場の全員協議会に報告して、議会としての回答をすることを決定させていただきたいということで、昨日の協議に立って本日を迎えたところでございます。以上が、これまでの議会報告会等で出された政務活動費に対する私どもの議会運営委員会を含めた一連の流れを報告をさせていただきます。

- 議長（古舘章秀君） 説明が終わりました。議会報告会に出された質問に対する回答についてはこれをもって了承をお願いしたいと思います。この件についてはこれで終わります。予定した説明を終了いたしました。その他に移ります。皆さんから何かございますか。落合久三君。
- 16番（落合久三君） 終わったってというのはどういう意味かちょっとわからないので、この書いてある文章のことでちょっと質問があるんです。
- 議長（古舘章秀君） この件については、文章の質問というよりもこれをもって報告するというのでございますので、訂正等はございませんし…。
- 16番（落合久三君） いやいや、ちょっと待つて…。
- 議長（古舘章秀君） 内容質問してください。
- 16番（落合久三君） 書いてあることが分からないので質問したいです。対応経過の最後、12月15日、議会運営委員会、内容、一連の経過と回答文書を全員協議会で報告し議会としての回答とすることを決定。まだ決定すべきでないと思いますよ。なぜかっていうと疑問が私は解明されてません。聞きたいことがあるんですが、つまりこの一連の経過と白石議員からの回答文書をもってもう議会としての調査を終わったと。あとはこれを質問者に届けるだけって意味ですか。いやそういうふう聞こえるんでそこをちゃんとしないと。
- 議長（古舘章秀君） 橋本委員長。
- 委員長（橋本久夫君） これはあくまでも議会報告会に出された質問でございます。調査は私どものほうにはその権限はございません。ですので、一連の経過について、この質問者に対して事実関係をまず報告することが流れ、第一義的だと思います。そういうことでまず質問者に対しての回答をまずその当該議員から受けて、それを質問者に返すことが、私ども議会運営委員会としてはそういう方向にするということでございます。だから、何も解決されてない云々じゃなくして、私どもはあくまでも照会をする。そしてそれをもって報告にあてるということでございます。だから何の調査する権限も何も今のところはございません。
- 議長（古舘章秀君）

○16番（落合久三君） そうすると、一面では何か分かるような気もするんですが、議会としての回答とするってこの文言がね。その11月29日の議会運営委員会では、②回答にあたり事実関係の確認をしなければならない。その確認の方法は白石議員に照会をして、文書を持ってその内容で回答するっていうのもこれも一つだと思うんですが、②の11月29日の議会として事実関係の確認をするっていうのがやっぱり残っていると思うんです。これは、議会運営委員会とすればどういうふうに今後すべきか。ステージが違うっていうふうに議会運営委員会の仕事になるのかどうかっていう意味で、ステージが違うというお答えであればその旨をちゃんと説明してもらいたい。

○議長（古舘章秀君） 竹花副委員長。

○副委員長（竹花邦彦君） そもその発端は、経過でご説明申し上げましたように、1班の議会報告会の中で、市民の方から言わば政務活動費、広報紙について、いろいろ疑義があって質問をしたいところから出発をいたしております。その結果として1班では、いやそれは議員個人の関係なので、議会としてしっかりと後でご報告をするようにしますよという流れがあって、それが25日の班代表者会議の中でそういう事案があってここは議会運営委員会に対応すべきだという確認に基づいて、議会運営委員会ではこの対応について行ってきたということです。ですから、議会としては議会報告会で市民の方からこういう質問、疑義があるということについてまずお答えをしっかりと、それは当該議員から事実確認をしながら、まず議会報告会で出された疑義等について、質問をしようとしたご本人にお返しをするのが必要でしょうということですので、したがってそれに基づいて7日の日に質問をしようとした。その時は配られましたからご本人から。それに基づいて議員本人に照会をし、回答をもらおうと。それを市民の方にご返事をし、回答する。当然その後どうなるかそれはわかりませんよ。取りあえずはそれが議会としてこういう説明が本人からありましたということについてお返しをすべきだろうということでもありますので、そういうことでまずは処理をしたいということでもあります。

○議長（古舘章秀君） 田中尚君。

○20番（田中尚君） 実は、これは何だったのかな、総務常任委員会ではないな、会派代表者会議でわかったことなんですけど、この問題を提起いたしました元市職員の方は、住民監査請求をこの問題について提起したという報告をいただきました。まずその方が、白石議員の政務調査活動に関わって、いわゆる公金の違法な支出あるいは不当な支出等々、疑惑を持たれるようなこの政務調査活動に関して、議会報告会で最初に問題にして、そしてその後、今議会運営委員会のほうの説明にあったような対応になって、最近の部分では監査請求をしたということを私は非常に重く捉えております。確かに市民一人一人、住民1人に与えられた言わば請求権でありますのでそれを行使したということの前に、事の発端は、議会報告会で1班のメンバーでしたから、白石議員もですね。直接彼に質問するっていう形の報告会になりそうになったもんですから、そこは議会運営委員会の委員長が説明したとおりの形で、班の代表であります松本議員が発言者の理解もいただいて、後日これは調査をして回答します、あるいは議会としての判断を示す。それも含めて回答だと思うんですが、それが最初のスタートだったんですよね。そういう中で今お話を伺いまして、落合議員が指摘したように議会運営委員会の皆様のご判断は、この議会としての回答とすることを決定したという報告をいただきました。確かに調査権がどこにあるかということになりますと、議会運営委員会にはないのかということになりますとね、そういう議論もあるかもしれませんが、私は違う理解をしております。つまり我々の議会活動の考えに、言わばその基本として、議会基本条例を定めております。我々は議会運営委員会も常任委員会的な言わば委員会であります。地方自治法上は、それぞれの委員会活動が何をしようとしているのか。市政に対する議会としての政策提言や

ろうと。そのために何をするのか。調査権を認めているわけですよ。調査なくして発言なしですよ。それを議運の皆さんの冒頭から調査権はないんだということで合理化しようとするのは、私は非常に遺憾だと思いますよ。竹花副委員長笑ってますけどもね。議会基本条例ちょっと読んでみて。何のための議会基本条例ですか。調査が前提ですよ。それぞれの常任委員会には、市政の課題について調査権を有しているっていうね、読み取れる文言ですよ。したがって、この件については議長にもちょっと発言いただきたいと思うんですが、元市の職員の方が監査請求を提起した日には、この中になかったかな。ない。つまり、市民の議会活動に対して特定の議員に対する疑惑と言ってもいいと思うんですけども、そのことに対して、議会の対応として非常に納得がいけないために住民監査請求したと。私はそう受け止めてるんですよ。議運の皆さんは、そして議長は私のこの理解に対してもし反論があれば、それぞれ発言をお願いしたいと思いますが、その前に議長には監査請求が起きたというのは、いつ、どういう形で知りましたか。

○議長（古舘章秀君） 事務の流れですので、事務局長のほうから経過を説明させます。

○議会事務局長（下島野悟君） 監査委員事務局からは、市議会に通知がございましたのは12月6日付けでございますが、事務局に届いたのは12月の7日でございます。

○議長（古舘章秀君） 田中尚君。

○20番（田中尚君） そういった意味からしますと、今日は12月の16日ですので、実際に議長が知り得た日にち、当然土日も入ってますので、そんなに遅い対応にはなっていないというふうな理解も私はいたします。ただ問題は、この住民監査請求の中身、どういうふうなことを常設の市の監査委員会に政務活動費に関わったのか。いうこの事態、事実が生まれているときに、我々の市民に対する説明責任、取り分けこれはやっぱり言わば疑惑と言うとちょっと言葉はきついですけども、本当なのっていうふうに考えられた方が、これこれ後からこうでした、ああでしたっていう回答は、あり得ることなんですよ。ただし、それが真実かどうか。この調査が必要だと思うんですね。皆さんよくご覧になってほしいんですけども、テレビでも何か2,000万、3,000万、要するにあなたに影響出るよということで、新潟の県会議員の自民党のドンと言われる方がテレビに出ました。録音テープがあったってことで後から証明されて、完全に記憶を思い出した。茶番劇ですよ、あんなことっていうのは。そのことに見られますように、証拠が出なけりゃ何とでも言い分が通るという形で対応すると、私は議会そのものが市民から何だという逆の不信を招くのではないかと思いますので、ちょっとさっき落合議員の発言も含めて受け取る形になるんですが、議会として回答とすることを決定するというだけでは不十分だ。それから各常任委員会には調査権がある。今日までその調査権に基づいて、やってるでしょうよ、様々提言に向けての作業を。ということは指摘したいと思います。私からそこだけです。

○議長（古舘章秀君） この調査権についての部分について事務局のほうからちょっとその内容等について説明させていただきます。局長お願いします。

○議会事務局長（下島野悟君） 議会基本条例にうたわれています委員会活動の充実、強化、第13条のことをおっしゃってるのかと思いますけれども、いわゆる委員会は社会経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切にかつ迅速に対応するため、委員会の調査研究活動を充実、強化するものとする。この文言にかけておっしゃってるのかなとも思います。なかなか行政課題の調査研究、市政課題の研究ということで、議員個人あるいは個人の方々に対しての調査というものが当たるのかどうかというのはちょっと疑問に残る点ではございます。

○議長（古舘章秀君） 田中尚君。

○20番（田中尚君） 私達はその議会基本条例を制定する際に合わせて倫理条例も制定しております。規定だったかな。ちょっと正式な表現は間違ったらごめんなさいなんですが、ですから調査権がないから出来ないではなくて、この議員の倫理に関してはやっぱり住民から議員としてのその努力、それからモラル等々、そういうことが生じないように、自ら議員が住民の代表としての議員活動に恥ずかしくないような行動をしようというのは倫理条例であります。万が一この分野に関して、疑惑を招いた場合にどうするか。これは議長の指示で政務倫理審査会を設置することができる。それは当然、調査活動ができる調査権を有するわけでありますから、たしか私の記憶では、5年だったか8年か、ちょっと数字は定かではないんですが、少なくとも議長にはそういう選択肢もあったわけですね。なぜかという、議員の活動に関わっての住民から疑惑を持たれたわけでありますから、であれば今回の対応は、私はそういうこともあるし、一方で回答を求められた当該議員の方が真実を誠実に報告するのであればいいですけども、確認のしようがないじゃないですか、これは。という批判がありますので、私はあえて発言したいと思うんですが、議長。議長がこの件についてはずっと議連の議論にもはまっておりますので、政務倫理審査会を設置をして、やっぱりしっかりと調査をすべきだというのが私の意見です。

○議長（古舘章秀君） 竹花副委員長。

○副委員長（竹花邦彦君） いろいろ現段階では様々なご意見はあるだろうというふうに、ただ皆さんにきちっとここ確認をしていただきたいのは、これは議会報告会で提起をされた課題で、そして班長会議の中で、議会運営委員会では対応を協議をすべきだ。こういう経過で来ているわけです。議会報告会で出された案件ですから、議会運営委員会が当然所管をすることは我々も承知しております。問題は、議会報告会でご発言をしようとした方について、当然、こういう質問をしたいのだと、お聞きをしたいのだということでありますから、それについてはまず議会報告会の中ではそういう場ではないということで、当該議員の発言はここはご了解いただいたわけですから、我々とすればまずは本人の議員から議会報告会で疑義があるとされた点等について、やっぱり本人がしっかりと説明する責任があるでしょう。ですからそれを照会をして、まずはそのことをお返しをする。これは議会報告会とすれば当然当たり前のことだと。ただ、議会の対応が遅いので監査請求という問題がありましたけれども、それは結果そうだったかもしれません。しかし我々とすれば25日の班長会議でそういうことが意思統一をされて、その上で、議会運営委員会が処理をするようにということですから、我々とすればそういった意味では、それなりに対応して当然照会をするということですから時間も必要であります。ですからそれは、いろいろとそういう監査請求という事態になっておりますから、それはそれとして。ただ議会とすれば、議会報告会で出されたことについてはそれなりに対応をする必要がある。ですから15日にご回答が示されましたから、今日はそのことについてしっかりと全協で皆さんにもご報告をし、まずは市民の方に、本人からこういう回答がありましたということで、回答をする。そのことについてご本人が納得するかどうかはこれわかりません。ただ取りあえずそういった議会報告会として処理とすれば、まずそれを第一義的すべきだろうというのが議会運営委員会での判断で、そういうことでご本人にそういう回答するということで処理をしたいということです。

○議長（古舘章秀君） その前に私からも一言言わせていただきます。あくまでも議会報告会の中で出された案件で、その中で班長さんが提案者に対してご了解いただいたっていうのは、調査でなくてチェックして回答するので、チェックした部分をもって取りあえず提案者に対して回答するのが、議会としての第1段階ではないのかなと。ただ、今日その結果が出ましたので、皆さんにこれをもって報告しますよと。その次の段階は、こ

れ今次の段階だと思いますので、これはこれとして、取りあえず報告しますよというのは、議会としての考えでございますのでその辺をご理解いただきたいと思います。はい、田中尚君。

○20番（田中尚君） 先ほどの竹花議員の発言、それから議長の発言、それはそれなりに私もあくまでも事の発端は、議会報告会での住民から出された。説明責任の一つの形態として、議会内の手続きに従ってこういうことに至りました。したがって、私の受け止め、落合さんも多分そうかなと思ったんですが、これで終わりではないというふうには私は思うんですね。つまり事の本質をどうとらえるか。住民の方が、何でああいう公の議会報告会の席で、詳細な資料も用意をして、直接議員に尋ねるという形だったんですが、私の理解はですよ。この政務調査費のやっぱりその不正な支出ではないかというふうにも多分受け止めたと思うんですよ。そのことに関してはそれが果たして不正かどうかということについては、調査しないと判断出来ない。そうなったときに議運には調査権ない。じゃあここは議会倫理条例に基づくこの権能を使って調査できるよね。っていうことがあることを私は指摘してますので、ぜひここまでの経過はそれなりの一つの区切りとして、私は議会運営委員会の報告は報告として理解できるのかなと思います。ただしこれで終わりでないということです。

○議長（古舘章秀君） ただいま倫理条例の件についてお話が出ましたので事務局長より倫理条例に関する部分の調査権に関する部分を説明させていただきます。局長。

○議会事務局長（下島野悟君） 田中委員のほうから倫理条例に基づいた審査会の設置について、議長の権限云々というお話がございましたが、政治倫理審査会の設置につきましては、まず議長に設置の権限は、まず一義的な権限はございません。それで調査の請求の手続き、これは、議員の場合は議員定数の4分の1以上の連署をもって請求をします。その請求に基づいて、議長が設置して審査を付託するというふうな流れになっておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（古舘章秀君） 落合久三君。

○16番（落合久三君） 読んできているのでそれはそのとおりです。私は繰り返しにしないように聞きますが、議会としての回答とすることを決定してこうなって、それ以上のものの説明がなかったために質問したんです。誤解しないでください。そこで、私はむしろ議長にお聞きしたいなと思って議運に最初こう振ったのは、政務活動費の交付に関する条例第9条に、議長は5条の規定により提出された、これ政務活動費のことです。収支報告書について必要に応じて調査を行うなど、使途の透明性の確保に努めるものとする。これが第9条で議長の権限としてうたわれています。この間の経過を踏まえて、議運でこういうふうにもとめたっていうこと自体を私は否定しているものではありませんので、議長はここまで今日こういう到達を踏まえて、これ以上の調査をする必要があると思っているのかなと思っているのか。議会運営委員会の報告でもって全て終了というふうに思っているのか率直にお聞きます。それによって次の発言を考えます。

○議長（古舘章秀君） 基本的には質問者に対する回答を優先すべき。次の判断については、議員の皆さんと考え方をまた協議していくと。これが議会としての合議の在り方だと、このように思っておりますので、取りあえず質問者に回答するという部分を大事にするということ。これは、本人から聞き取り、回答をもって質問者に回答する。これが第一義的。これは議会として早くやらなきゃなんないのかなと、こういう思いで議会運営委員会の中で議論していただきました。その結果、このように本人から提出がありましたので、中身は提出されたままです。私たちはこの部分に手を触れることは出来ませんので、このものをもって、質問者に提出をし、質問者は次の段階をどのようにとらえるか私たちはわかりませんが、あと議員の皆さんがどのように考え次の意見を出すのか。これはこれからの問題だと。取りあえず第一義的には、議会報告会で質問されたこと、

班長さんがそれにしっかりと対応して本人も理解していただいたということを大事にすることが1番だと思って今日このようになった状況でございます。

○16番(落合久三君) そうしますと、先ほど局長が言った第6条の規定に基づいて、市民または議員は、議員が政治倫理基準に違反していると認められると思ったならば、書面を添えて議長に提出しなさいと。提出する議員の数は4分の1以上の連署でもってやってくださいという、そういう態度ですか。

○議長(古舘章秀君) 基本的に私には調査権がありませんので、提出があった場合は、それに基づいて委員会を設置するという考えでございます。

○16番(落合久三君) 私はそこも、それはそれで場合によってはそうしたいと思うんですが、ちょっとその議会報告会の席で市民の、元市幹部職員だった人が結構な資料を用意して訴えたわけですよ。そのとき私が司会やっていたので、こうはっきり言いました。これはこの場でこの当事者同士で云々かんぬんって言っても、ほかの議員はわからないことなので、後日、議会として調査をした上で回答しますって言ったんですよ。

○議長(古舘章秀君) 調査っていうのは出来ませんので、調査する部分は、調査権は一つしかありませんのでそのときの答弁はチェックっていう言葉で…。

○16番(落合久三君) いや、その言葉尻じゃなくて私が言わんとしたのは、それを議運がやるのか、議長の音頭でやるのかっていうそういうものの特定のことを言ったつもりはないです。1班がそれに代わって調査するだとかそういうことではなくてね。議会としてという意味は、まさにこの9条にあるように議長は必要に応じて調査を行うなどして使途の透明性を確保すると。こういう規定をしているので、これはやっぱり議会の必要な調査、それに基づく政務活動費の透明性をちゃんと確保する。これも一般論ではないわけですよ。現実に告発されたと私は政治的にはそう理解するんです。これ明確な告発ですよ。だから監査請求やってんでしょ。不当な支出だって。そこまで突き付けられて、公になっているわけですから、誰がやるかはちゃんと規定に基づいてやるにしても、あとは議員の皆さんが判断するんであれば、それ手続きに基づいてやってください。そうなんですが、もっとそこは議長のやっぱり私はイニシアチブを発揮して、議長とすればこれ看過出来ないと思うので、議員の諸君、必要であれば連署で議長宛てに上げてくれって、そのぐらい言ってもおかしくない案件だという意味です。そう思いませんか。

○議長(古舘章秀君) 竹花邦彦君。

○副委員長(竹花邦彦君) 先ほど橋本議会運営委員長のほうから、質問事項に対する対応経過を説明をいたしました。11月29日の議会運営委員会でどういう協議をしたかということで、③に事実関係の確認等々をすることについて、その方法として、今落合議員が述べた政務活動費の交付に関する条例の中で、透明性の確保というのが、先ほど落合議員が言った9条になっている。ですから、そういう趣旨からいけば議会運営委員会で具体的に当該議員に何らかのそういう収支を含めた形で調査をする権限がどうなんだろうかという議論も含めて行って、ここ9条に議長がそういう透明性の確保に努めて、そのために必要な調査を行うという規定があるから、したがって議長名で当該議員にきちっと回答をもらう。照会をするということにしたわけです。そういう意味では、ちゃんと議長の権限を活用しながら、我々とすれば当該議員に対して、こういう設問に対してお答えいただけませんか。事実関係を含めて、照会をして回答をもらったということになっているわけです。ですから、全くそういう気がないとかそういうことではないと。ただ今現段階は確かにそういう状況になっているということも我々は承知はしています。ただそれはまた我々が議会として市民の方に回答差し上げてそれで十分納得するかどうかこれはわからないわけ。取りあえずは本人の当該議員に対してこういう照会をしました。

本人からはこういう説明をいただきました。回答いただきました。ということは、議会報告会総意とすれば、さっき議長がおっしゃったようにまずは市民本人の方がお聞きをしたかったことについて、本人がきちっとこういう説明をしますということでお返しをすることでしょう。ただそれが事実かどうかということがこれは誰がそれをやるかというのは、これはそういう意味では、監査請求をしたという事実があるわけですから、当然これは監査請求の判断がどうされるかということの推移を見なければなりませんよ。ですからそういう状況も。事態は我々は今そういう状況にありますから、当然、監査請求の行方を見極める必要があるだろうなということは、我々の中にはそういうことを思っているということだけは申し上げておきたいと。

○議長（古舘章秀君） 松本尚美君。

○17番（松本尚美君） 1班の代表ということで議会報告会で、今どういう言葉を使ったかっていうのも問題にはなったのかもしれませんが、調査とかチェックとかですね。基本的に、議会報告会の場でまず1番目に盛合さんから、固有名詞いいのかな。盛合さんから分厚い資料が出てきて、そして白石議員の政務活動費、いわゆる広報紙ですか。それに絡んで質問したいというのがあったわけなんです。ただ、それを最初からずっとこれ膨大な中身だったし、それを内容も把握するにも時間がかかるということから、盛合さんには申し訳なかったんですけども、申し訳ないとか理解いただいたんですけども、これは持ち帰らせていただいて、内容を、気持的には精査して、この取扱いも含めて、チェックという言葉を使ったのかもしれませんが、持ち帰らせていただいた後で、回答させていただきたいという趣旨で対応したものでございます。ですから、そのときに調査権が、云々に基づいた調査とか何かっていうのは全然念頭にはありませんでした。持ち帰ってきて、それでこれをどうするか。質問された内容も、これ政務調査に関わる部分ですから、これをどうするかっていうんでこれは班の単位では対応できるものではないということで、議会運営委員会さんに対応していただくようお願いした経緯でございますので、その場で、その調査っていうのは調査権に基づく調査とか何かっていう、そういった意識でもって認識でもって発言したものではありません。そこはご理解をいただければ、内容をすっかりある程度把握してからの答えという部分と若干違うものですから、そこはご理解いただきたいなど。その上でちょっと確認なんですけれども、今日白石議員から出された議長宛てに出されたこの回答書なるもの、これをもって盛合さんに送付するということですよ。はい。その説明がちょっとどうだったかなと思います。確認です。

○議長（古舘章秀君） 橋本委員長。

○委員長（橋本久夫君） 今のご質問にお答えします。この回答書をもって、送付じゃなく直接私と議長として伺う予定をしております。この場で決定すれば、直接足を運ぶ予定をしております。

○議長（古舘章秀君） 松本尚美君。

○17番（松本尚美君） 送付じゃなくてね、直接お渡ししていただく。それはその対応がいいかなというふうに、これだけ遅くなった部分も当然ありますから、いいかなというふうに思いますんで、私とすれば、その班のというか報告会ということが出てきますんで、今回の議運さんの対応については、トータル的には私は評価したいというふうに思います。基本的にはこの政務調査費そのものは私の理解では、やはり議員個々がしっかり対応するということが、説明責任も含めてこれが原則っていうふうに理解しています。ただ、市民の中には、やはりこれ議会の課題じゃないかっていう意識で思われてる方も当然いらっしゃいますから、今回の監査請求もその部分もあるのかなというふうに思います。ですから今後の対応については、まずこれが第1弾だとすれば次の対応については、状況によってはどうするかっていう部分。それから今後、政務活動費の中でのその

広報費の使い方のルールとか、そういった部分は別途また議論する機会が必要だっていうのであれば議論して、より透明度が高いものにしていかなければならないのかなというふうに思いますから、これはこれで私は評価したいと思います。

○議長（古舘章秀君） ただいま広報費等の見直しについては当然このような疑義を生じた結果がありますので、これは第2段階として今任期中なのか、いずれについても検討しなきゃならないと私自身は思っていましたのでその件については今後議会運営委員会と協議してまいりたいとこのように思っております。落合久三君。

○16番（落合久三君） だから私も議連の皆さんのこの間の努力や、あれがそもそもおかしいとかそういうことは一つも思ってません。そうではなくて、このこだわったのは、議長のほうからこういう経過を踏まえて、何か一言あるのかなと思っていたらなくて、この白石議員から出た文書を送ることによって、全て終わりっていうふうに思ったので、ちょっとそれではという意味で質問したんです。それで、最後意見言いますが、私は倫理条例第6条に基づいて、そうであれば賛同者を募って可及速やかに提案します。その場合に実際にはもう公になってるんですよ。マスコミも質問した方にも取材やってるんですよ。少なくない市民が知ってますよ、この問題はね。そういうことを前提にしたときに、調査、その名称じゃなくて、やっぱり疑惑が持たれているわけです。平たく言えば、私も5、6件、津軽石の人に、知り合いに聞いたんですが、見たことがないって言ってるんですよ。わかりませんよ、そこは…。

（私語する者あり）

○議長（古舘章秀君） 私語は慎んでください。

○16番（落合久三君） そういうことを踏まえて質問者は質問してるわけですから、仮に解明するとすれば、改めてそういうことをちゃんと確認、調べることに、単刀直入に印刷したという人にちゃんと聞けばいいんですよ。どういう条件で依頼されましたかとかね。それからもう一つ大事だと思うのは、白石議員の政務活動費の報告についてやりとりした議会事務局の職員がいるわけです。その意見も聞いてますから、そういうのを含めて…。

○議長（古舘章秀君） 落合議員、ちょっと飛躍していると思いますので、この件は取りあえず本人に報告すると。次の段階は皆さん倫理規程によるものか、百条委員会にもよるものなのか、調査するっていう部分は別なものですから、今回はこの部分をこれで皆さんにご理解いただきたいのはこれをもって報告としますという部分での…。畠山議員。

○4番（畠山茂君） 私は内容の部分は別に、今日初めてこういう中身を聞いたので、中身は別にして、私はもう今の議論を聞いてやっぱり議会のガバナンスが今求められているんだろうなというふうに思いました。経過を今日ペーパーでいただきまして思ったのは、サラリーマンの感覚でいうとやはりクレームとか苦情が仮に来た場合はまず最優先に普通対応しますよね。この経過でいうと11月7日にこういったことがあって、今日は12月16日でもう1か月半以上経ってるということという、まず対応が一生懸命頑張ってもらったんでしょうけど、やっぱり質問した本人からするとかなり遅かったんだろうなというふうに思います。それでこの経過をみると11月の19日と25日にそれぞれ本人さんが来て閲覧をしてきているので、よく我々も私もいろいろ苦情とかクレーム対応したことあるんですけど、やっぱり早く対応するのが大事なので、相手の話を聞くってのは大事なので、例えばこういったときに今の議会の取組状況を、途中経過だったり、今こういうふうに対応してましたよって、やっぱり本当はどう説明したかったのかわかりませんが、本当は説明をするべきだったと私はこれまでの経過を見て思いましたし、多分前提にあるのは、この方は日報に議員定数の話も投書しているの、そ

ういった回答も来てない。そういったいろんな部分もあって、多分今ここまで来たんだろうなというふうに思っていますので、まずは先ほど説明あったとおり早くやっぱり回答すると。先ほどこれを回答するんだということという話だったんで、まずは速やかに今までの経過なり説明をしながら、早めに回答するのがまず一つだと思いますし、あともう一つ感じだのは、先ほどの説明でいうとまず今回は議員個人の対応で議会としては対応しないんだと。それは後からのいろいろやりとり中で出てくるんだというお話があったんですけど…。

○議長（古舘章秀君） 畠山議員、ちょっと議会は対応してないっていう部分は…。

○4番（畠山茂君） 議会としても対応してるんでしょうけど、取りあえず回答文書は今後本人のものを出すんだという説明でした。私は先ほどガバナンスという意味では、本来はやっぱり議会にも求められているので、変な話、子どものお遣いでないので、これ見て今私も回答ぱつとまだ詳しくは見えてませんが、やっぱりここはちょっと疑問があるなというところは、本来はある程度、議会でも説明できるようにお話を聞いてから渡すのが私は筋だと思います。ぱつと見ておかしいなと思ったのは、この回答の1ページのところでちょっとこれは疑問にもつ…。

○議長（古舘章秀君） 畠山議員、疑問というものはいいですが、否かどうかという…。

○4番（畠山茂君） 本人、今問題なのはやっぱり議会としてのガバナンスが求められているので速やかに対応をお願いしていただきたいと思います。

○議長（古舘章秀君） この件については、本件の部分とはちょっと切離していかないと駄目ですので、本件についての質問をするのであればお受けしたいと思います。長門議員。

○14番（長門孝則君） 確認なんですけども、盛合氏に合うのは、議長と議連の委員長がお会いすると。そして白石議員からの回答書をもって盛合さんにもお会いすると。何か書面を作るんですか。議長名とか議連の委員長名でこれこれ回答しますというふうに文書で盛合さんには回答するんですか。

○議長（古舘章秀君） 文書をもって求められておりますので、文書をもって回答いたします。それをお持ちして回答といたします。

○14番（長門孝則君） それでこの白石議員から出された回答は議会としてはチェックしてないんですよね。

○議長（古舘章秀君） チェックできませんので。

○14番（長門孝則君） だから、そのことを盛合さんに議会とすればチェックする権限がないので、白石議員からの回答はチェックしないでそのまま持ってきましたと。そのことも付け加えないと、議会として盛合さんから見れば、当然この内容を議会としてチェックをして、議会の名前で、議長の名前で回答するということになると、ちょっと問題が出ると思うんですよ。だから、くどいようですけれども、白石議員から出された回答については、議会としてはチェックしてませんと。白石議員から出た回答そのままですというような事を念押しして、お会いしたときに話しておかないとですね。何だということになりかねないんですよ。そこをそういうふうにしてもらえば、第1段階とすればこれはこれでいいのかなとそういうふうに思います。

○議長（古舘章秀君） 竹花副委員長。

○副委員長（竹花邦彦君） 多分、皆さんの中にまずよくご理解いただきたいのは、議長名で白石議員に照会をした内容は、12月7日の議会報告会の中で、盛合さん自身がこういうことについて疑義がある、疑問があるよというところを整理をして、白石議員のほうにこの点について、本人の説明、回答を求めた内容ですので、したがってそういった意味では、審議の問題とかそういった問題ではなくて、取りあえず議会報告会の中で出された疑問点について、議会運営委員会として整理をして、そこを照会をしてやったということですのでそこは

ご理解をください。だからそういうことをしないと、チェックと何かという話ではないのですから、そこはよろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（古館章秀君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古館章秀君） それでは、議会報告会に出された質問に対する回答につきましては、これをもって了承願いたいとこのように思います。そのほか、皆さんから何かございませんか。なければこれをもって議員全員協議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後0時45分 閉会

○

宮古市議会議長 古館章秀